

平成 23 年度 第 23 回税制調査会議事録

日 時：平成 23 年 12 月 6 日（火）18 時 05 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

### ○五十嵐財務副大臣

ただいまより税制調査会を開催いたします。連日大変お疲れ様でございます。ありがとうございます。

本日は残された課題のうち、固定資産税、軽油引取税及び平成 23 年度税制改正の積み残し事項の整理について、取りまとめに向けた審議を行います。

（カメラ退室）

### ○五十嵐財務副大臣

それでは、最初に固定資産税についての質疑を行います。

まずは福田政務官から御説明をお願いいたします。

### ○福田総務大臣政務官

それでは、お手元の総務省の作成資料を御覧いただきたいと思います。

1 ページ、このページは 11 月 8 日の政府税制調査会で総務省から提案した住宅用地特例と据置特例の見直し案であります。

まず「A 住宅用地特例について」です。これについては特例割合を原則として、平成 6 年度以前の状況に戻すこととしてはどうか、その上で条例で現行の特例割合まで引き下げることを可能とする措置を行ってはどうかという提案を行ったところであります。

次に「B 据置特例について」です。これについては廃止してはどうかという提案を行ったところであります。

2 ページ「C 新築住宅特例」です。これについては特例対象を自己居住用の新築住宅に限定してはどうかということと、いわゆる「わがまち特例方式」を導入してはどうかという提案を行ったところであります。

3 ページ、このページは今、申し上げた固定資産税の見直し提案に関係する民主党、国民新党、新党日本からの御要望の抜粋であります。先ほどの A の住宅用地特例、B の据置特例に関係して、民主党からは住民や企業などの負担感に配慮するとともに、地方財政の根幹をなす税目であることも踏まえ、不公平を生じさせている措置等を見直しを進めるべきであるとの御要望をいただいております。

また、国民新党、新党日本からは、地価高騰時に講じられた特例等、合理性の低下した措置を見直し、減収額を圧縮する措置を講じるべきであるとの御要望をいただいております。C の新築住宅特例に関係して両党からは、住宅関連税制について、一定の税制支援措置を講じる、減免措置の恒久化などが要望されております。

4 ページ、このページは全国市長会、全国町村会からの固定資産税に関する御要望の抜粋であります。全国市長会からは固定資産税について、地価高騰時に講じられた特例等、合理

性が低下した特例を見直し、減収額を圧縮する額を講じることなどの御要望をいただいております。

また、11月17日の重点提言においても、同種のことが示されております。全国町村会からは、地価高騰期に講じられた措置を見直すなど、課税の公平性を図りつつ、税収が安定的に確保できるようにすることの御要望をいただいております。更に全国町村会においては、全国町村長大会で固定資産税の特例措置の見直し等により、町村税財源の確保を図ることについて決議をいただいております。

資料の説明は以上であります。総務省としては、11月8日にお示しした固定資産税の見直し案について、国交省とも調整を進めておりますが、いまだ成案を得ておりません。最終取りまとめの期限も迫っており、それに向けて更に調整を進めてまいる所存であります。

以上です。

#### ○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

なお、松原副大臣より資料の提出がありますので、お手元に配付してございます。御参照ください。

それでは、御意見をいただきます。松原副大臣。

#### ○松原国土交通副大臣

11月8日の政府税調において、資料については既に御説明いたしておりますので、本日は資料の詳細については説明を省略させていただき、総務省の御提案に対する国土交通省の考え方を申し上げます。

11月8日の政府税調において、総務省から御提案のあった固定資産税の見直し案のうち、住宅用地特例については多数の一般世帯の税負担増につながることで、経済に与える影響は大きいことなどから、見直しを行うべきではないと考えます。

次に据置特例についてですが、商業地については課税標準の見直しが直接的な税負担増につながるために慎重な検討が必要であることや、商業地における負担調整の進捗が遅れていることから、商業地に関わる据置特例については、今回は見送りが適当であると考えます。また、住宅用地については、課税標準の軽減措置が講じられていることも踏まえ、居住者の税負担の急増に十分配慮する必要はあるものの、住宅用地に関わる据置特例はその段階的廃止も含め、見直しの検討が可能であると考えます。

最後に新築地住宅に関わる特例については、総務省から御提案があった見直し案は、賃貸住宅の供給減少や質の低下につながるおそれがあることや、住宅の耐震化を促進する必要があることなどから、本年度に結論を得ることは困難であり、将来の検討課題として今回は見送りが適当であると考えます。

11月8日の税調で私からプレゼンをさせていただいた際、石田委員、岩本委員、牧野委員などの皆様からも当方の主張に御賛同をいただいたものと認識しております。また、資料の5ページに記載しておりますが、経団連、日本商工会議所、連合をはじめとする団体からも

新築住宅に対する固定資産税の減額措置や住宅用地に関わる課税標準特例の維持を図るべき等の要望をいただいておりますことを御紹介して、私からの御説明は以上とさせていただきます。

**○五十嵐財務副大臣**

ありがとうございます。

それでは、ただいまの意見に対して、御質問等があれば、岩本副大臣。

**○岩本農林水産副大臣**

松原副大臣と同意見でございます。土地や株が動かなくなると、あるいは国民の皆様方が物を買わなくなると、どういうことになるかということは、景気が悪くなると更に景気が悪くなるというふうに、私は認識をいたしております。

また、農水省といたしましても、市街化区域内農地についても現行の課税標準の特例水準を維持されるようお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

**○五十嵐財務副大臣**

他にございますでしょうか。どうぞ。

**○石田内閣府副大臣**

先般も申し上げましたが、土地が下落していて、固定資産税が上がっているという状況の中で、税負担が所得を占める割合の大体3割も増加しているという実態をよく考えるべきであると思っております。

住宅は非常に裾野が広くて、波及効果が大変大きいものがありますので、経済に対する波及効果が極めて大きいということから考えても、新築住宅に関わる減税措置は廃止すべきではありませんし、これを延長恒久化していくようにやるべきだと思っております。

以上です。

**○五十嵐財務副大臣**

滝副大臣、どうぞ。

**○滝法務副大臣**

11月8日にも意見を申し上げましたけれども、この固定資産税の特例措置というのは、この当時、さきがけの菅直人先生が固定資産税はもっと上げろと、そういう強烈的な議論の中で、そうも言ったって、そんなに上げられるわけがないだろうというせめぎ合いの結果、こういう措置を講じたわけです。それは今、その当時と事情が違ったものですから、やはり特例措置は戻すべきです。

イギリスの地方税の主体はレートだったのですけれども、これもいろいろな状況の中で特例措置を設けて、きちんとした評価をしてこなかった。そのためにレートは不公平だということで廃止になって、その挙句、人頭税、要するに1人頭幾らという単純な人頭税を導入したのですけれども、これも大きな目で見ると不公平税制だということで、結局イギリスの地方税制は根底から崩れてしまった。その歴史を私たちはもう一遍それでいいのかということにし

ないと、これは地方税の根幹の税ですから、イギリスと同じように右往左往するというのは余りいい話ではないと思いますので、やはりその前提となる条件が変わった以上は、元に戻すべきだと思っております。

○五十嵐財務副大臣

峰崎参与。

○峰崎内閣官房参与

私も滝委員と同じ意見でありまして、それぞれ基幹税というのがありますね。国税で言えば所得税、法人税あるいは消費税。やはり地方自治体、特に基礎的自治体にとってみれば、これは基幹税中の基幹税だと私は思います。ですから、今お話があったように、これがバブルの最中に特例を設けながら進んできたけれども、基本的にはそれが今日、バブルではなくなって地価も低下しているわけですから、また、あのときに負担調整措置とか、様々なシステムを入れて組み込んできたわけですが、これはやはり基礎的自治体の本来の税収を確保していくという道は、我々国、地方自治体は安定的に財政運営をしていく上の基本だと思います。その点では、今回はこういう形で、地方税の基幹税としての固定資産税を徐々に元に戻していくという方向に政府税調として整理していくべきだと思います。

○五十嵐財務副大臣

松原副大臣。

○松原国土交通副大臣

今の大変に厳しい経済環境の中で、この固定資産税を巡る重税感は確かに増しているという事は、申し上げているとおりであります。そうした中で、一方において今の日本の住宅というのは、様々な面において大変に耐震化等も含め、促進をしていかなければいけないという実態もあるわけでございまして、そうしたことを総合的に勘案すると、私が先ほど申し上げたようなことで、今回は進めていただくのが妥当ではないかと思っております。

○五十嵐財務副大臣

議論が膠着しているようですけれども、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

今の点で、耐震化を進めていくとか、そういうものは、それはそれで一つの目的だと思いますが、それが固定資産税の減免とどういうつながりを持つのかは、聞いていてよく分からない。私はそういうふうに思います。もう少しそこら辺はどんな感じで受け止めていらっしゃるんですか。

○松原国土交通副大臣

新築住宅を作る場合の減免措置等は、きちんと残す必要があるということです。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

住宅の量的な問題というのは、もう飽和化してきていると見ています。ですから、新築住

宅を増やすためにこういう特例を設けるというやり方は、私は、そもそもそれは考え方としてはまずいのではないか。今おっしゃった質を変えていくとか、耐震化だとか、そういうのは目的としては非常によく分かるし、景気にとって非常に大きな影響があることは間違いのないのだけれども、確か日本の世帯数を超えて、もう住宅はストックとしては飽和化されている実情はあるのではないですか。

**○五十嵐財務副大臣**

どうぞ。

**○松原国土交通副大臣**

基本的にその質というのが、その面積等を含めて、耐震化も含めて、まだまだ改善の余地があるというのが我々の認識です。

**○五十嵐財務副大臣**

議論がまだ尽きないようでございますが、お示した方向と本日の議論も踏まえて、取りまとめの成案に更に調整をしていっていただきたい。また、我々としても取り組んでいきたいと思いますが、具体案の調整及び議論が収束していないものについて、更に関係省庁とも調整を行っていただき、企画委員会でも議論の上、全体会合に報告し御確認をいただきたいと思っております。もう一步、調整を深めていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

ここで実は、本日は党から城島幹事長代理にお出でいただいております。先日、国民新党の下地幹事長に御出席いただきましたけれども、民主党からも24年度税制改正の審議が大詰めを迎えるに当たって、再度、民主党の御意見を御説明していただくということでお見えになられておりますので、その御意見を聴取いたしたいと思っております。

それでは、城島代理、よろしく願いいたします。

**○城島民主党幹事長代理**

ありがとうございます。

党税調は、中野代行が代表されておりますので、今日、私は、民主党の陳情対策本部ということで、それこそ国民各層、各種々の団体からの様々な要望や意見をこれまで精力的に伺ってきております。それらの声は、この党の税調の重点要望を決定する過程でも反映されるように調整してきたものでありますけれども、今日またこうして直接要望させていただきたいと思っております。

A重油あるいは診療報酬などにつきましては、党税調の重点要望を踏まえて、政府におかれても適切な対応をしていただいているということだと思います。これについてはお礼を申し上げます。

その上で、党税調の重点要望後も、なお、いわゆるペンディングとされている項目について、改めて最初に申し上げたような立場で、党を代表した形で要請をさせていただきたいと思っております。

第1は、住宅関連税制でございます。

住宅及び宅地の取得、保有に係る家計の負担を引き続き軽減するとともに、高齢者層が保有する資産をより早期に現役世代に移転させるということで、内需拡大等の経済社会の活性化を図るという意味でも、一定の税制支援措置を講ずるべきではないかと思っております。

第2は、沖縄関連の税制でございます。

沖縄の魅力ある自然環境、あるいは東アジアの中心に位置する地理的優位性などを生かすことによりまして、我が国経済社会の発展にも寄与する先駆的地域を形成するといった施策について、税制上の支援措置を講ずるべきではないかと思っております。

第3に、車体課税でございます。

異常な超円高、国際的な金融危機といった状況の下で、産業空洞化を何としても防ぎ、雇用を守るという点で成長戦略にも資することを勘案すれば、自動車取得税、自動車重量税につきましては、早急な廃止、抜本的な見直しを強く求めるものであります。

この自動車取得税、自動車重量税の問題は、地方の財源をはじめとして、お金が無いというか、財源が無いということが壁となっている点は、十分承知をしております。

しかしながら、党といたしまして最初に述べたように、国民各層の声を丁寧に伺う中で、税の理屈すなわち、道路特定財源が廃止されている、あるいは消費税との二重課税といったことに加えまして、雇用あるいは国民の家計負担の軽減等から最重点要望として廃止を求めている経緯がございます。

政府側におかれましては、かなり厳しいということの発言が多いわけではありますが、自動車取得税の廃止及び暫定税率の廃止というのは、党のマニフェスト公約でもあることを是非重く受け止めていただきたいと思っております。

第4に、原料用途免税でございます。

安定的な設備投資を支援し、我が国産業の国際競争力を確保する観点から、今回期限を迎えます原料用途免税につきましては、十分な延長を行うべきであると思っております。また、23年度税制改正大綱を踏まえまして、原料用途免税の恒久化、本則化に向けた検討を行うべきであると思っております。

第5に、研究開発税制でございます。

新成長戦略の観点から、研究開発を促進する税制措置は延長を行うべきであると思っております。

以上、民主党を代表した形で、改めて陳情対策本部ということを踏まえた要望をするものでありますので、政府税調におかれましては、是非御検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

## ○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

ただいまの御意見も踏まえさせていただき、政府税調において、取りまとめに向けた議論を加速していきたいと存じます。

城島代理、本日はお忙しい中、大変ありがとうございました。

### ○城島民主党幹事長代理

ありがとうございました。

### ○五十嵐財務副大臣

引き続き、軽油引取税について審議をいたします。

福田政務官から御説明をお願いいたします。

### ○福田総務大臣政務官

お手元の資料「軽油引取税に係る課税免除措置の取扱い」を御覧いただきます。

1 ページをお願いいたします。平成 24 年度の軽油引取税に係る課税免除の見直しの考え方については、税制調査会での御議論を踏まえ、11 月 16 日に総務省から提案をしたところです。

3 ページをお願いいたします。軽油引取税については、民主党からは、民間用と公用の軽油を書き分けて重点要望をいただいております、また、国民新党、新党日本からも、御覧のような重点要望をいただいているところでございます。

4 ページをお願いいたします。これまで税制調査会において、国、地方公共団体等が使用する軽油に対する特例措置については、軽油引取税が普通税となった以上、現在の特例措置は見直すべき、公的機関の軽油については課税の上、予算で対応すべきなどの御意見がある一方で、課税化には具体的な予算措置の内容を提示した上で検討を行う必要がある、国などの公的主体と民間主体に分けた上で、国等にのみ課税する根拠が不明といった御意見もあったところです。

また、民間に先んじて国が課税されるのはいかがかとの御意見もありましたが、多額の利益を上げ、十分な担税力のある民間企業に理解をいただくためにも、国・地方公共団体等の課税について、先行して検討を進めるべきではないかという考え方もございます。

国や地方公共団体等は、現に消費税、地方消費税や揮発油税を負担しており、軽油引取税も同様に課税することが税体系として整合的ではないかと考えております。

なお、鉄道事業においては、ローカル線の軽油については非課税とすべきとの御意見もありましたが、鉄道廃止後の過疎地域を運行するバス事業者が、軽油引取税を負担している現状を考慮すれば、JR 本州 3 社等への課税を考えてもよいのではないかと考えております。

御説明は以上であります。

### ○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

これに関連し、松原副大臣より資料の提出がありますので、御説明をお願いいたします。

### ○松原国土交通副大臣

国土交通省から、軽油引取税の課税免税措置に関して御説明いたします。

国等が使用する軽油に関する免税措置については、民間船舶とは異なる扱いをしようという考え方があるやに聞いております。私どもは、海上保安庁の巡視船艦艇が使用する軽油については、民間と同様に少なくとも 3 年間の延長が必要と考えております。

それでは、お手元の資料を御覧ください。

海上保安庁に対し、軽油引取税を課税することについては、まず税制としての問題があると考えております。

まず、船舶に関する課税の在り方として、民間と国とで考え方を違える理由はないと考えます。軽油引取税は、その創設の経緯を申すまでもなく、自動車に用いられる軽油に対する税制であったわけですが、これを一般財源化した際、船舶は3年間免除され、そこでは民間と国とでの考え方を区別していなかったと認識しております。

今回、民間と国とで延長期間に差を設けることは、税制の在り方として問題があると思います。本来、課税は公的サービスの対価として、広く国民全体で負担するべきであり、民間は非課税で国は課税という考え方は、課税の原則から照らしてもいかななものかと思います。

また、軽油引取税は都道府県税ですので、結果として多くの巡視船艦艇が所属する海上保安部が所在する都道府県ほど税収が増加します。言い方を変えれば、海上保安庁に守られているところほど税収が増えるということだとも言えます。これは国から地方に対する不公平な財政移転、つまり補助金とも言えますので問題です。救助、治安機関の限られた予算をこのような形で都道府県に分配する意味が分かりません。

更に、国に対する地方税の課税は、不動産取得税など、一般的には非課税とされていることも反します。

次に、予算措置に関する問題です。

政府税調におけるこれまでの議論は、課税する場合には、国の予算に計上することとされてきましたが、現時点で何らかの具体的な予算措置案も示されておられません。海上保安庁の既存の予算とは別に、課税額に相当する新たな予算を恒久的に措置することはできません。険しい予算事情の中で、毎年度の課税額を既存の予算で飲み込むことは不可能です。海上保安庁は海洋権益を確保するための領海警備、災害時における人命救助、復旧活動、違法操業や密輸、密航の取締り、海上物流や漁業の安全確保といった極めて公共性の高い重要な業務を、巡視船艦艇などを用いて遂行しています。

東日本大震災についても、今日でもなお、日夜捜索、救助業務、原発警備業務を遂行しており、その行政需要は増加することはあっても、減少することはありません。油を気にしては、国民を守れません。民主党税調でも御理解いただいているものでありますが、海上保安庁は憂いなく業務に邁進できるよう、是非とも民間と同様、少なくとも3年間の延長を認めていただくよう、改めてお願いいたします。

また、軽油を使用する旅客船航路は、市町村営も多数存在しています。これら市町村営航路も民営航路と同じく、採算性が厳しい中で住民の足を支えていることから、引き続き軽油引取税の免税措置の対象とし、地域住民の利便性を確保していくことが必要と考えております。

3 ページ、鉄軌道車両に係る軽油引取税の課税免除措置でございます。

鉄道車両に係る軽油引取税については、先日、11月16日の本政府税調の場でも説明をい



たしましたが、この免税措置の適用対象となる軽油を燃料として使用しているディーゼル車両は、電化されていない路線が運行されており、このような非電化路線は、そのほとんどが輸送需要の少ないローカル路線です。

4 ページを御覧ください。

具体的な非電化路線は、赤色で示しているように、新幹線や東北、東海道、山陽本線といった主要幹線から枝のように伸びる支線であり、鉄道ネットワーク形成の基盤となっている JR 各社が運行する地方ローカル路線の多くも非電化であります。これらの非電化路線の運用維持については、3 ページの中段下に、JR 本州 3 社の事例を示しておりますが、会社全体の営業キロ数に占める非電化路線は 24～33% と大きな割合を占めているのに比べ、輸送量の割合は会社全体の 0.7～1.7% となっており、運輸収入も少ないことから、経営規模の比較的大きな JR 本州 3 社においても、採算の確保が非常に困難な路線であり、路線の維持が会社の負担となっているということが言えます。

以上のように、特に採算の確保が困難な非電化路線においては、軽油を燃料とするディーゼル車両により鉄道輸送を実施している鉄道事業者の経営の安定化を図り、地域住民の生活基盤となるローカル鉄道路線の維持を図るためには、現在、本免税措置の対象となっている全ての鉄道事業者に対し、会社全体として利益を上げているかどうかにかかわらず、本特例措置を引き続き適用することが必要不可欠であります。

また、民主党税制調査会の平成 24 年度税制改正における重点要望等においても、重点要望事項として、農林漁業用の軽油、船舶、鉄道、建設機械等の動力用軽油に係る軽油引取税の免税措置については、過去の経緯を十分に踏まえ、延長を行うべきであると整理されたところであります。

民主党の重点要望でもあることも踏まえ、鉄道への免税措置についての延長をよろしくお願いいたします。

#### ○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

次に、渡辺防衛副大臣からも資料の提出がありまので、説明をお願いいたします。

#### ○渡辺防衛副大臣

私は、かつて総務省の副大臣として地方の税收確保や地方財源の確立を所管してきた身でございます。立つところが変わりました、現在は防衛省の副大臣として今日は意見を述べさせていただきます。

防衛省・自衛隊が領土・領海・領空を守り、そして災害派遣、海賊対処等の国際貢献・国際協力等の任務を十分に果たすために、軽油引取税に係る課税免除措置は必要であるということをとにかく訴えさせていただきたいと思っております。

何よりも国家防衛という公益中の公益を担っている点で、これは民間の事業と違いまして、これは利益というものとは全く関係なく、国家の生存基盤を担っている国防でございます。是非とも、この点については御理解をいただきたいと思っております。

課税の上で予算措置をすべきである、その部分を一般財源から補填したらいいではないかという御意見がありましたけれども、150 億円もの新たな予算措置を行うということは厳しい財政状況の下では大変考えにくいことをごさいます、もし百歩譲ってそうなった場合においても、できなかつた場合、150 億円近いこの税を払うことになれば、自衛隊の艦船は約4 か月行動ができなくなるということをごさいます。

幸いにして、大変有り難いことに、民主党税制調査会でも御理解をいただきまして、重点要望で、民間と同様、延長を認めるべきであるというふうにされております。是非とも、この24 年度改正におきましては、この3 年間延長の必要性ということを御理解いただきまして、課税免除措置を引き続き続けていただきますよう、心からお願いを申し上げます。

たくさん申し上げたいことはございますけれども、とにかく国防を担っているということの重大性を是非とも鑑みていただきまして、御配慮のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### ○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

実は私からも申し上げたいことがございまして、先日総務省より、民間3 年、国は1 年延長を考えているということをお示しいただきました。そのときに私は、査定官庁としてのお考えをお示しになるのはある意味で御自由でございますが、結論は別ですというお話しております。財務省の考えとしては、やはり民間と国も延長するのであれば年数を同じにすべきであるというのは考え方でございますので、改めて申し上げておきます。

それでは、他にございますでしょうか。

岩本副大臣、先に手を挙げていましたので、どうぞ。

#### ○岩本農林水産副大臣

国土交通副大臣、防衛副大臣と同意見でございます。軽油引取税の課税免除の特例措置延長は当然であろうと思います。

私の所管する農林水産省といたしましても、農林漁業用の軽油、これは農業や漁業、林業、水産業に携わる方も、跡を継ぐ方も少なくなっていて、これは是非ともお願いしたいですし、また、船舶とか鉄道は公共交通機関でございますので、ここが儲かっている、儲かっていない、それは各民間の会社に、会社はもう十分工夫ができるわけですから、そこに任せる。

また、水産庁も漁業の取締り等の活動に支障があつてはいけないわけでありまして、ただでさえ船の数を増やして取締りを、国交省や防衛省と強化しながら国境沿いの海を守ろうというふうにしたいわけでございますけれども、船を増やすこともできない。せめて免税措置の延長はお願いしたいと思ひます。

以上でございます。

#### ○五十嵐財務副大臣

それでは、中野会長代行どうぞ。

## ○中野民主党税調会長代行

それぞれの御主張は、党としても既に重点要望として提起しておりますので、各省の主張を是非認めていただきたいと思います。

1つだけ、以前にこの会合で、私は国や地方公共団体の業務に係るというものは、本来は特別措置などというものではなくて、恒久化するか、または予算措置で表玄関から堂々と予算化するかという性格のものではないか。といいますのは、国防でありますとか、治安でありますとか、これは絶対にカットすることのできないものでありますから、そういうものを年限を切って特別措置というのはむしろおかしいのではないかという発言をしたことがあります。むしろ、そのことによって、本則どおり課税を図るべきという部分が何か一部強調されて取り上げられているような感じがいたしますが、私の意図とするところとは全然違うのでありますので、そのことは念のために申し上げておきたいと思います。

むしろ、この延長を民間と同じように3年というのはせめてものことであって、本来、その性格上から言えば、3年とか期限を切るものでもなくて、本来は恒久非課税にするような性格のものではないかというふうに改めて申し上げておきたいと思います。

## ○五十嵐財務副大臣

他にいかがでしょうか。牧野副大臣、どうぞ。

## ○牧野経済産業副大臣

経済産業副大臣の牧野聖修です。若干テーマが異なるんですけれども、お許しをいただきまして、ナフサ等の原料用途免税の恒久化・本則化について一言だけ発言させていただきたいと思います。

ナフサ等の原料利用につきましては非課税が世界標準でありまして、今、党でもいろいろな議論があるようでございますが、この措置は財源を必要とするものではございません。租税特別措置の見直しの一環として、是非、この政府税調の場において意思決定をしていただければ大変有り難い、そういうことでお願いを申し上げます。

## ○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

## ○三谷財務大臣政務官

原料用途免税の恒久化・本則化については、さきにも申し上げましたが、今後、地球温暖化対策の観点やエネルギー政策の見直しを踏まえて、エネルギー活用の抜本的な見直しを行っていくことが課題であると思っています。こうした中で、原料用途免税の在り方についても議論することになります。したがって、現時点で原料用途免税の恒久化を行うことは不適當であると考えております。

また、不適當な理由ですが、石油石炭税は石油等の消費に広く負担を求め、特定財源でありますので、裨益者は等しく負担をすることが原則であり、石油化学業界等の国際競争力への政策的配慮から免税還付の措置を講じているわけですから、その政策的な必要性等については、今後とも不断の見直しを行っていく必要があることから、期限付きの租税特別措置と

することが適当であると考えております。

以上です。

#### ○五十嵐財務副大臣

軽油引取税に戻していただきたいと思いますが、峰崎参与どうぞ。

#### ○峰崎内閣官房参与

先ほど中野会長がおっしゃったことは何となくそうかなと思いますが、実は消費税を考えたときに、消費税は全ての取引にかかってまいりますね。総務省からよく要望のある郵政子会社間の消費税も非課税にしろというようなことが出ていますけれども、しかし、その原則のところ、いわゆる軽油引取税が、もともと設定されていた根拠が失われてしまったものについては、それは恐らく、これは消費税同様に、官民間問わず、まずは課税というふうに進めていかないと、理屈の上で根拠が無くなったものを何となく、国の場合は、自治体の場合はというふうの外してしまうと、それはなかなか他の人たち、民間の方々もやはり納得しないのではないかなと思いますよ。

そういう点で、とりあえず1回かけておいて、それをどうするかというのはまた別問題として、ですから、私は先ほどの御主張など、国防のためにとかいろいろなことは分かるのですけれども、それでは、国防のために消費税は払わなくて済むのかとか、理屈の上でそういうふうに進展させていくとだんだんそういうふうになっていってしまうので、やはりそこはあっさり、道路目的でなくなった以上は、そこはある意味では課税になりますよという形へ一度は転換しないと、何か理屈が合わないような気がします。

ですから、税というものは、最後は政治が決めるとしても、理屈が合わないことというのはなかなか通りにくい世界があるので、私はやはり、ここで総務省から出てきている基準というものは、予算上の措置をした方がいいというのは私もそのとおりだと思いますが、そこはとりあえず民間にお願いをする以上は、そのところはまず整理しておく。

とりわけ、この多額の利益を上げ十分な担税力がある JR 三社のものなどは、私はやはり、きちんとそこは払えるところは払っていくという、そこをお願いしていくというのは全然問題にならないのではないかという気がして、また松原副大臣にやや論戦を吹っかけている感じがしないでもないのですけれども、そういうふうに進めていく方が何か合理的な考え方のような気がするのですが、ゆくゆくは消費税問題などの議論をするときも、消費税は国・地方は払っていますよということとある意味で筋が何か似ているような気がするのですけれども、そこら辺はどういうふうに進められますか。

#### ○五十嵐財務副大臣

中野会長代行、どうぞ。

#### ○中野民主党税調会長代行

この本則にというのは、同じような発想を私は持ったのです。ただ、ここで安易にではなくて、拙速といいますか、何か新しいことを決めると、例えば主税局はノー、主計局もノーというふうになってきた場合には元も子もなくなるわけです。そういうことも含めてやは

り議論をしないといけませんから、そういう意味では時間をかけて議論をする必要はあるのだらうと思います。ですから、当面、まずやるとすれば、今、財務省で判断されている、両方とも3年間延長しておいて、その間にいろいろな問題、根本的な問題も含めて議論する方が正しいのかなと思っております。

それから、三島貨物などは、担税力があると言われますけれども。

#### ○峰崎内閣官房参与

本州三社です。

#### ○中野民主党税調会長代行

ただ、本州はいいとしても、九州はいわゆる三島の中に入っているわけで、三島貨物ということで、そのときに九州についても、上場するのではないのか何とかという話がありますが、これは適用しないで、それだけだったら、今度は上場する余地もなくなってくるという、いわゆる矛盾を抱えているわけですから、そこはしっかりとサポートして、そして、その上で早く上場できる企業体系に持っていってもらうように、やはりここは育てる、サポートするという必要だらうと思います。

これは国交省の言うことだと思いますけれどもね。

#### ○五十嵐財務副大臣

それでは、松原副大臣どうぞ。

#### ○松原国土交通副大臣

中野会長代行からお話をいただきまして、ただ、本州のJRの全ての区間に関して、従来からも申し上げましたが、一応、そうした中でそれぞれ経営努力をして頑張っている中で、経営のコツというものは、本来的に突き詰めると、やはり不採算部門はやめるというのは基本的な戦略として否定できないわけでありまして、前に私はここで意見を開陳申し上げたときに、それはそういうことになったときに、それでは、これは不採算で厳しい、したがって、残念ながら、今、多くの地方における鉄道等でもそうやって廃線になったところが既にあるわけですが、更に厳しい。ここに関しては、それは申し訳ないけれども、もうできませんよという話になったときに、それに関してどういう議論をするかという根本的な話が私は必要だと思えます。

例えば、事例は違いますが、私の選挙区の飛行機も、ついに撤退する。本当に補助も入っています。しかし赤字だということになって、私のところに説明に来て、それは何とかならないかといっても、それは確かに毎年これだけの赤字ですと言われたらどうしようもないわけであって、公益的な運輸関係のところであってもそうなるわけですから、私はそこまで、それでいいんだよという結論が一つの政治の世界の判断として、地方の自治体との共通認識としてあるならば、それはそういう議論を進めてもいいでしょうけれども、私はやはり今の段階の認識としては、そういう地方のネットワーク、鉄道等のネットワークは何とか保った方がいいだらうというふうに判断をしたときには、なかなか、担税力がある、ないという議論ではなくて、やはりそういうものに関して、この特例といいますか、この軽

油引取税の課税免除というものは必要だろうというふうに申し上げたいわけです。

**○五十嵐財務副大臣**

渡辺副大臣、どうぞ。

**○渡辺防衛副大臣**

まず、冒頭申し上げますけれども、国防に関わることであるから、峰崎参与がおっしゃったように、消費税を非課税にせよということは毛頭考えてもいませんし、また発言するつもりもございません。エネルギーや輸送や通信のような、大変公共性の高い企業、団体がございますけれども、使用量であるとか利用料であるとか、ある意味ではそれを受け取って、その対価としての様々な公共的な便益を図っているものもございますけれども、申し上げるまでもなく、防衛省というのは公共性というよりも公益でございます、この国家防衛という公益中の公益は、もう正に国の存在基盤でもありますし、しかも、今、防衛予算というのは年々削られていっていると、大変厳しい状況でございます、24年度の予算の重点要望においても、一番額が多いのは、とにかく燃料の確保でございます。そういう大変厳しい状況の中で、この国を守っているということで、是非とも先ほど中野寛成会長代行がおっしゃいましたけれども、本当に恒久非課税にしてもいいぐらいだというふうに大変有り難いお言葉をいただきました。是非その点は、正に企業活動でもなければ、利益を上げる団体でもないという当たり前のことでございますけれども、是非特殊性を御考慮いただきたいと重ねて申し上げたいと思います。

**○五十嵐財務副大臣**

滝副大臣、どうぞ。

**○滝法務副大臣**

余り議論してもしょうがないと思うのですが、基本的には国と地方の財源配分の問題が半分以上を持っているのです。要するに揮発油税は防衛省といえども払っています。軽油引取税は個々の地方団体が課税するために地方で蔵出しではなくてやるものですから、個別に課税しなければいかぬという課税上の制約の問題で出てくる。

本来であれば、したがって、国と地方の財源配分の問題なのです。要するに揮発油税は国の自動車だってみんな揮発油税がかかっています。地方のものも勿論かかっています。その辺のところは、単なる税制の問題ではなくて国と地方の財源配分だということから考えないと、大変高邁な哲学の問題ではないんです。そこのところは、やはり根本的にきちんと整理してもらった方がいいと思います。

特に、平成5年の税制改正のときに、実は揮発油税と軽油引取税のきちんとした配分をするために、揮発油税は基本的に国が課税する。軽油引取税の部分は、基本的に地方が課税する。そういう区分をしたものですから、余計に地方に何となく違和感が来ているというのが、平成5年以来の問題なものですから、少し時間をかけて議論をするなら議論してもらいたいと思います。

**○五十嵐財務副大臣**

おっしゃるとおりなのだと思います。要するに税制の本来の議論と、それから、今、財源がないという当面の緊急の問題との混じりがあるものですから、おっしゃるとおりの整理なのだと思いますが、ただ、とりあえずこれから先も財政がひっ迫しているのは、国も地方も、ある意味ではしばらくは続くだろうという予測があるものですから難しい問題なのですが、これはもうそろそろ一旦閉じたいと思いますが、それでは、峰崎参与、どうぞ。

#### ○峰崎内閣官房参与

滝副大臣の説明は、私も納得するのですが、さっきの JR 東日本、東海、西日本の関係ですけども、そういう営利企業で利潤を上げているところで、こういう税制上、課税上の優遇措置が続くと。そうすると、バス部門を民間でやっているところと競合するときに、こちらは課税で、こちらは非課税となると、やはりそういう意味でイコールフットィングにならないところがある。

そういう点で、いわゆる多額の利益で十分、担税力が認められるものというのは、単にこれは独占でやっているわけではなくて、最近では交通・運輸の関係も競合したりしているわけです。だから、そういう点も含めて考えると、こういう条件があるところからは、やはりきちんと課税するのは、筋が通っているのではないかという気がします。

#### ○五十嵐財務副大臣

松原副大臣、どうぞ。

#### ○松原国土交通副大臣

これは堂々巡りの議論になってしまうと申し訳ないのですが、そういう議論が仮にあったとしても、不採算部門であれば撤退するという決断をした場合に、それをノーとは言えない。

私は、先ほど私の地元の島の飛行機のことを具体的に申し上げました。どこの会社かは言いませんけれども、その会社単体では利益が上がっていますよ。十分担税力もあるし。だから、そこはこういった部分の、別に軽油引取税の対象ではないのだけれども、それは様々な補助も出していますよ。しかし、補助が出ていても、もうもたないと、それがなくなると新島だって、八丈島だって、大変なことになりますよ。でもこれはもうやめるのをやめろと言えません。そういう現象が当然起こることを考えた上で決断するなら、それはそれで話になるかもしれません。これはトリガーになるかもしれませんよ。

それになったときに、それを否定する。それは峰崎参与、本当に、私の地元で恐縮ですけども、八丈島は今、1万人の人口ですよ。飛行機は今、3便飛んでいるのがゼロになったらどうなるのかという話だけれども、ではそうだなという話に今なりつつあるけれども、それで地元はもう大反対しているけれども、こういう議論が必ず起こりますよ。

#### ○五十嵐財務副大臣

岩本副大臣、どうぞ。

#### ○岩本農林水産副大臣

峰崎参与、JR という話題で、九州はいいとおっしゃっていただいていますけれども、ありがとうございます。JR 九州もサポートをやめると二十数億円の赤字で、長崎まで新幹線は

今から通そうというときでございます。この場でも申し上げましたけれども、広島、長崎、また沖縄、東北というのは、国が責任を持ってサポートしなければいけないと思っておりますし、JR九州も韓国に船を出して、韓国からお客様を受け入れて、やはりアジアの方は新幹線に乗りたいというのがあるのですね。新幹線で長崎まで行っていただき、原爆記念館も見てください、日本もこういうことがあったということをちゃんとアジアにも発信していきたいというのが1点です。

では、JRの本州はいいのかと。私が心配しているのは、サポートをやめて、料金が国民に跳ねかってくるのを心配いたしております。

以上でございます。

### ○五十嵐財務副大臣

これはそろそろここまでとさせていただきます。議論はまだ収束しておりませんが、具体案の調整、本日の議論も踏まえて、更に関係省庁とも行っていただき、企画委員会でも議論をした上で、全体会合に報告し、御確認をしていただくという手順で進ませていただきたいと思いますので、なお一層の御調整をお願いいたしたいと思います。

それでは、次に進ませていただきます。平成23年度税制改正の積み残し事項の整理について御議論をいただきたいと思います。

1日の本体会合において、若干御議論をいただきましたが、その際、中野民主党税制調査会長代行からの御指摘をいただきまして、企画委員会で審議を行いました。本日は、その企画委員会での審議も踏まえて、積み残し事項の整理の方向性をまとめた資料をお配りしているところでございます。

御覧ください。ポイントを申し上げます。個人所得課税については、3点整理の方向がございまして。

1つ目は、公助の適正化の面を有する給与取得控除の見直し。

2つ目は、給与所得控除の見直しとセットという位置づけの特定支出控除の見直し。ただし、これについては職業上の団体の経費については、今回は対象とせず、今後の検討課題としたいという整理でございます。

3つ目は、短期間在職する法人役員等が、税負担を回避する事例への対応に資する退職金課税の見直し、これについては、24年度税制改正で行うこととし、人的控除である成年扶養控除の見直しについては、社会保障と税の一体改革に係る検討の中で整理してはどうかという整理でございます。

先ほど申しました3つについては、24年度税制改正に入れ込む。その他の人的控除については、社会保障と税の一体改革の中で検討ということで整理をさせていただきたいということでございます。

次に、資産課税については、全体として資産課税の抜本改革を行うものでありますので、社会保障と税の一体改革の中で措置してはどうかというものでございます。

次に、地球温暖化対策のための税の導入については、民主党税制調査会が取りまとめた重



点要望事項を踏まえ、検討を行うこととしてはどうかというものでございます。

また、納税環境整備については、23年度税制改正法附則第106条を踏まえ、納税者権利憲章をはじめ残された諸課題について、社会保障・税に関わる共通番号制度の導入も展望しながら、25年度以降も引き続き検討を進めていくというものでございます。25年度以降の検討事項ということでございます。

このような整理を企画委員会でさせていただきました。

それでは、福田政務官からも御説明をお願いいたします。

○福田総務大臣政務官

それでは、地方税についてもお手元に積み残し事項の整理の方向性をまとめた資料をお配りしております。そちらを御覧ください。地方税では、個人所得課税である個人住民税について、国税の考え方に準じて整理してはどうかと考えております。その他、地球温暖化対策のための税に関連して申し上げます。

地球温暖化対策については、既に地方公共団体においても森林整備など、様々な分野で多くの事業を実施していることを踏まえ、平成23年度税制改正大綱において、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて、検討することが明記されております。

また、今年度も地方公共団体からその財源確保策を強く求められていることに留意する必要があると考えております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。要するに与野党協議の感触を踏まえて、中野会長代行から御示唆をいただいた線に沿って企画委員会で整理をさせていただいたものでございます。

それでは、御質問、御意見等があれば、どうぞ御発言ください。

横光副大臣、どうぞ。

○横光環境副大臣

地球温暖化対策のための税で、こういった民主党の取りまとめを踏まえて検討を行うこととしてはどうかという御提案には、環境省としては賛成でございます。地球温暖化対策のための税は、もう待ったなしの地球温暖化対策でありまして、これに加えて東日本大震災の復興にも大きく資することになるわけでございますので、早期の導入が不可欠だと思っております。

そういった意味で、どうか民主党のこの重点要望を踏まえて、23年度税制改正法案で提案したとおりに、24年度改正においても是非とも導入していただきたいとお願い申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○中塚内閣府副大臣

私からも地球温暖化対策税についてですが、今から1年半前、財務副大臣になられる前の五十嵐民主党税制改正PT座長から、私が地球温暖化対策税検討小委員会の委員長に任命をさ

れまして、中野会長代行や滝先生の御指導をいただきながら、昨年末に取りまとめさせていただきました。

さっき滝副大臣からお話がありましたけれども、結局これは税が国・地方で入り組んでいて、この温対税を入れるのに実は今年の8月まで、議員立法等々で引きずるぐらいに温対税の考え方を取りまとめるだけで、もう大変で、本当に大騒ぎだったのです。

更に今、横光副大臣からもありましたが、この税収については、エネルギーの高度化事業に使うということで、関係方面の理解を得ているわけでありまして、正に東日本大震災発災後、日本のエネルギー政策を今、見直しているときにこそ必要な税制であろうと思っておりますし、是非23年度の大綱に入っているものを24年度にスライドさせて、スライドさせるときには、ここにも書いてありますが、いろいろな免税還付措置についても、これは五十嵐副大臣とも相談しながら去年の末に仕組ませていただいたのですが、是非昨年末に考えた免税還付なども同じようにスライドをさせていくべきであろうと思っています。

私は、何でもかんでも減税しろというふうには思っておりまして、こういった増税案をつくって、自分自身もいい経験になりましたが、その上で金融担当副大臣に戻って申し上げますが、是非レベニュー債と地方公共団体の土地信託の問題をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

#### ○五十嵐財務副大臣

今の中塚副大臣のお話は、予算措置も含めてガラス細工のセットなので、そのままお願い致しますということだと思います。そのように解釈をいたしました。

牧野副大臣、どうぞ。

#### ○牧野経済産業副大臣

それでは、この点について経済産業省から皆さんにお聞きをいただきたいと思っておりますが、民主党の税調の重点要望どおり23年度税制改正で決めた枠組みで24年度からの導入を図るべきだと、こういうふうに思っております。

ただ、私ども経済産業省は円高、空洞化の厳しい経済環境の中で産業界に新たな負担をお願いする立場なのです。この点から申し上げますと、その使い道はエネルギー起源のCO2排出抑制対策に確実に充てる、そのことが納税者の理解の大前提であると思っておりますので、どうぞその点につきましては御理解のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○五十嵐財務副大臣

岩本副大臣、どうぞ。

#### ○岩本農林水産副大臣

経済産業省と環境省にもこれはお願いさせていただかなくてはならない話なのですけれども、農林水産省といたしましては森林吸収源対策に是非とも使わせていただきたい、仲間に入れていただきたいということを強く申し上げます。

以上でございます。

#### ○五十嵐財務副大臣

横光副大臣、どうぞ。

**○横光環境副大臣**

今の御意見ですけれども、党のまとめたのは23年の提案したとおりということになって、そうなりますと、今の分野は入らないわけですね。ですから、森林吸収も大変大事だと思っております。それを揮発油税、これを我々は当分の間の税率と環境税として維持した上でその税収は森林吸収対策、こういったことに幅広く温暖化対策の一環として優先的に充てるといふことには異存はありません。

しかし、温暖化対策のための税を森林吸収に充てるといふことは今、牧野経産副大臣がおっしゃったようにCO<sub>2</sub>の排出の抑制のために確実に使うべきだという意見と私は全く同じ考えでございます。

**○五十嵐財務副大臣**

亀井会長、どうぞ。

**○亀井国民新党政調会長**

新しく税をつくるとなると、各省の取り合いになるというのは、ここで拝見していてもよく分かるのですけれども、今の農水省の言い分ですが、木質バイオマスを促進するという意味では理解をしたいと思えます。というのは、他の政策と合わせて森林・林業の再生をすること、今、重点化政策になっております。

そして、間伐をするために路網も整備しましょうと予算も付ける中で、切った木材を何に使用するかというときに、ペレットにして木質バイオマスをして循環させるというのは1つの有力な方法だと思いますから、そういった観点でいわゆるCO<sub>2</sub>を森林が吸収するというのではなくて、再生可能エネルギーにつなげていくという意味では農水省は関連してもいいのではないかと考えております。

それから、他の積み残し案件で今日、話題になっていないのですが、1つ質問させていただきます。トン数税制に関してです。トン数税制についてかなり早い段階から私のところにもいろいろなところから要望がありまして、財務省とも直接話をいたしました。

財務省の言い分は珍しく感情論が強い気がしたのです。つまり、日本国籍を対象にトン数税制というのを入れたけれども、それで5年間経過を見るということだが、5年経っていないうちにそれを拡大しろというのはいかがなものかという、今年それを言ってきたことに対する感情論であって、余り論理が強くないなと実は思ったのです。

一方で、今年、車体課税の話ばかり出ますけれども、日本の海運業、造船業というのは非常に強い分野なわけです。そして、今、予算もやっていますけれども、民主党からの重点要望で国際戦略港湾に力を入れていこうという方針があります。そうすると、港湾を集中的に整備して世界の船は大型化していて、そのためにバースも整備しなくてはいけなくて、だけれども、トン数に応じた税制は行えませんというのは整合性がとれない気がするのですが、そのことに関して財務省はどういう説明をされるのでしょうか。

**○五十嵐財務副大臣**

これは政策税制ですから、目的は日本船籍を増やすということなのです。それを準日本船籍という形で広げるということは逆行する可能性があるのですが、条件を付けさせていただきたいということで、今、話は実は最終決着までいっておりませんが、かなり進んでおりまして、ほぼ方向性としては国交省とも要望官庁とも方向としては収束しつつある。

あと、別途御説明でまいります。

松原副大臣、それでよろしいですね。

#### ○松原国土交通副大臣

大変有り難い五十嵐副大臣の御示唆だと拝聴しておりました。

#### ○五十嵐財務副大臣

峰崎参与、どうぞ。

#### ○峰崎内閣官房参与

1つ、資産課税のところに相続税、贈与税の見直しは社会保障と税の一体改革の中で措置することとしてはどうかという、これだけ社会保障・税一体改革で取り上げられているのは何ゆえにそうなっているのかが1つお聞きしてみたいと思います。

もう一つは、先ほどの地球温暖化対策は、作られるときのプロセスであるとかを全部見ていますので、確かに森林吸収の問題などもあることはあると思うのですが、とりあえず、このガラス細工はきちんと翌年度も成立をさせていくということが今の一番いいところかな。その過程を見ていましたので、是非、そういうところで整理されたいのではないかという意見です。

#### ○五十嵐財務副大臣

今の峰崎参与のお話については、所得、資産、消費の基幹的な税目については、その大きさが大きいこともあり、それは社会保障と税の一体改革の中で取り扱うという整理に三党の与野党協議の中でもそう整理をされているものですから、それはその中でやらせていただきたいということでございます。

岩本副大臣、どうぞ。

#### ○岩本農林水産副大臣

10秒で終わります。すぐ終わらせます。

いずれにしても森林吸収源対策というのは重要でありまして、これは環境省と経産省で一緒に取り組む話ですから、一緒に取り組ませていただきたいと思いますし、森林を管理する人がだんだんいなくなって、そういう人も確保しなくてははいけませんし、それは御協力を賜りたいと思います。

以上でございます。

#### ○五十嵐財務副大臣

主濱政務官、どうぞ。

#### ○主濱総務大臣政務官

私は農林水産省の考え方、少しは拾ってあげるべきだと思います。と言いますのは、今、

ポスト京都議定書というのが南アフリカで進められております。もともとの京都議定書の中で日本は6%のCO2削減を求められている。そのうちの3.8%を森林吸収減が担当している、こういう実態があるのですよ。まだ今、計画期間内にある、こういうことであります。そして、様々ありますけれども、結局、一般の現実にはCO2を下げるのは6%のうちの0.6%分しか実は担当していない、こういう現状があるわけでありまして。

ポスト京都議定書がどういう格好になるか、日本が参加するかどうかも含めて、どういう格好になるかは分かりませんが、今の地球の環境を見た場合に森林吸収減というのは大事なので、その過程には難しいものがあるのでしょうけれども、そこは一定の配慮が必要だと思います。

#### ○五十嵐財務副大臣

横光副大臣、どうぞ。

#### ○横光環境副大臣

確かに森林吸収源、森林が果たしているCO2削減、抑制のための貢献は非常に大きいものがあるのはそのとおりなのです。しかし、税の問題となりますと、23年の提案したとおりという形で、まず、その税を導入するということが最優先であって、そして、森林対策に対しましては先ほど申し上げましたように、揮発油税などから優先的に取り組むわけですので、その御理解を。

また、先ほど亀井会長からお話ございましたように、産業界の理解を得たわけですから、そういった意味では間伐とかそういったものには使うのは難しいのだ。ただ、その後の再生可能エネルギーという意味では、バイオマスとかそういった意味では活用できるのではなからうかと思っております。

#### ○中野民主党税調会長代行

お互いに同じ方向を向いているわけだから。

#### ○横光環境副大臣

方向は同じです。

#### ○五十嵐財務副大臣

そろそろよろしゅうございますか。

ありがとうございました。

私のまとめでいいかどうか分かりませんが、大体において23年度税制改正の積み残し事項については、お示した方向で大体において、取りまとめの作成に取り組みたいということでございます。ただし、温対税の導入などまだ調整が残っている部分もございますので、これは会長・会長代行で引き取らせていただいて、その上で結果を全体会合に御報告させていただきたいと存じます。

最後に、車体課税について申し上げます。昨日も議論させていただきましたが、いよいよ大詰めの段階にきておりますので、関係大臣間の調整や会長・会長代行会合といった場を通じて、取りまとめ案を策定し、結果を本体会合に御報告させていただきたいと思っておりますので、

よろしく願いをいたします。

○中野民主党税調会長代行

その間の党の関与はどのようなのですか。

○五十嵐財務副大臣

当然、党の意見も踏まえて。

○中野民主党税調会長代行

会長、会長代行というのは、政府税調の会長、会長代行ですか。

○五十嵐財務副大臣

そうです。企画委員会では先生、入っていただいておりますので、当然また議論もさせていただきたいと思います。

○中野民主党税調会長代行

今の話は政府税調の話だと、よく分かりました。

○五十嵐財務副大臣

入らない方がいいという意味ですか。

○中野民主党税調会長代行

いいえ、そういう意味ではありません。入り過ぎるぐらい入ろうと思っています。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

そのような方向でそろそろ取りまとめに入らせていただきたいと思います。

そうでないと、予算編成、年内編成しないと、いろいろ後の問題がございますし、年内編成をするためには税が先に確定をしていかなければいけないということですので、そろそろ収束の向けての議論を加速させていただきたいと存じます。

なお、明日の税調においては24年度税制改正に関し、要望項目等の最終整理案等について審議を行います。更に社会保障・税一体改革成案の具体化に向けた議論を進める前提として、これまでの議論の再確認等をさせていただくための審議を行います。一言で言うと、勉強会でございます。

本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。明日も重要でございますので、よろしく申し上げます。

なお、記者会見は通例どおり、間もなくこの場所で行います。

本日は散会いたします。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性のあることをご承知おきください。